

5月31日は 世界禁煙デー

HPで詳しく



この機会に禁煙を考えてみませんか。

- **たばこをやめたいと思ったら**
 - ▶ 各保健センターで、保健師による禁煙相談を受けられます。
 - ▶ 一定の要件を満たせば、保険診療で禁煙治療を受けられます。
 - ▶ 薬局・薬店で禁煙補助薬を購入できるほか、禁煙相談のできる薬局があります。詳しくは、新宿区ホームページ(上二次元コード)をご覧ください。

● **受動喫煙防止に関する関係法令等**
 令和2年4月1日から「改正健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行により、原則として屋内禁煙となりました。

また、区では、平成17年度から「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」により、区長の指定する喫煙場所を除き路上喫煙を禁止しています。

問合せ 健康づくり課健康づくり推進係(第2分庁舎分館分室4階) ☎(5273)3047

区では受動喫煙防止対策にかかる 喫煙所等の整備費用を助成しています

区では、区内の事業者等が喫煙専用室等・公衆喫煙所を整備する場合、設置・改修等の費用(消費税等を除く)を助成します。

申し込み方法・要件等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページ(右二次元コード)でもご案内しています。

HPで詳しく



●喫煙専用室等の整備費用の助成

喫煙専用室等(おおむね2㎡以上)を整備しようとする中小事業者(都補助事業の対象となる事業者を除く)などに設置・改修等の費用を助成します。

助成金額 助成対象経費の10分の9(上限は250万円)

●公衆喫煙所の整備費用の助成

公衆喫煙所(おおむね5㎡以上)を整備する際に、設置・改修等の費用を助成します。

助成金額 助成対象経費の全額(上限は下記のとおり)

- ▶ 屋内・屋外(コンテナ型)…1,000万円
- ▶ 屋外(パーテーション型)…600万円

問合せ 衛生課管理係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3838

40歳～74歳で国民健康保険に加入している方へ

年に1度

特定健康診査を受けましょう

区の指定医療機関で受診できます。詳しくは、健康診査票に同封の「健康診査・がん検診のご案内」や、新宿区ホームページ(右二次元コード)でご案内しています。健康診査票、がん検診票がお手元に届かない方は、問合せ先または各保健センターへ。

問合せ 健康づくり課健診係(第2分庁舎分館分室4階) ☎(5273)4207

HPで詳しく



実施期間 6月1日～令和5年3月31日

対象

新宿区国民健康保険に加入している
40歳～74歳(年齢は令和5年3月31日時点)
 ※5月25日に健康診査票を発送しました。

検査内容



●下記の方は、健康寿命の延伸や 生活習慣病予防等を目的とした健康診査の対象です

- ▶ 学校・勤務先等での受診機会がない16歳～39歳
 - ▶ 75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している方
 - ▶ 40歳以上で生活保護を受けている方等
- ※令和元年度以降に区の健康診査を受けた方と、30歳・35歳の方には5月25日に健康診査票を発送しました(75歳以上の方へは4月25日に発送済み)。受診を希望する方で、健康診査票・がん検診票がお手元に届かない方は、健康づくり課健診係または各保健センターへご連絡ください。

●各医療機関での感染対策について

各医療機関では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための感染予防対策を実施しています。ご協力をお願いします。



自費で受診する場合の1割程度の金額で受診できます

がん検診も受けましょう

●加入している健康保険に関係なく受診できます

検診の種類は右表のとおりです。医療機関ごとに検診の種類が異なります。受診には区の令和4年度がん検診票が必要です。特別区民税が非課税の世帯・生活保護を受給している世帯等の方は、検診費用の免除制度があります(事前申請が必要)。

(対象年齢は令和5年3月31日時点)

がん検診の種類		対象	費用
胃がん	胃内視鏡(胃カメラ)	50歳以上	2,000円
	胃部エックス線(バリウム)	(胃部エックス線は40歳～49歳も受診可)	1,900円
大腸がん(便潜血検査)		40歳以上	600円
肺がん	胸部エックス線のみ	40歳以上	900円
	喀痰細胞診も受診	50歳以上で喫煙指数の高い方※2	1,200円
子宮頸がん(頸部細胞診)		20歳以上偶数年齢の女性※3	900円
乳がん(マンモグラフィ)		40歳以上偶数年齢の女性※3	800円
前立腺がん		50歳以上の男性	200円

※1…胃内視鏡か胃部エックス線いずれかを選択。受診は原則として2年に1回(区の胃内視鏡を受けた翌年度は、区のがん検診受診不可。胃部エックス線を継続受診する場合は、毎年受診可)
 ※2…1日の喫煙本数×喫煙年数(過去の喫煙年数を含む)が600以上の方
 ※3…偶数年齢の方が対象。令和3年度に検診を受診していない方は、奇数年齢でも受診可